

• 94: ○二十番(佐々木心)

検索語: なし

○二十番（佐々木心）議長のお許しをいただきました、せんだい自民党の佐々木心です。追加提案された第七十五号議案について、会派を代表して順次伺ってまいります。

経済局では、個人事業主や地元企業を支えるために、政府の支援策を活用しながら対応していることには一定の感謝を申し上げます。

今回の支援給付金の確認と経済局によるさらなる支援策の充実を応援するために、市の独自性を求め、以下二点伺います。

まずは、国の事業復活支援金はインターネットを活用した申請になっています。高齢者などその手法が困難な方がおられますが、仙台市としてのバックアップ体制はどのように対応されるのか。

また、これまでの支援金と異なり、申請方法が不便との声があります。そもそも本市がこれまで行ってきたやり方で経済対策を行わない理由を伺います。

また、今回の支援策の周知と支給時期について、現状の見通しはどのような状況かをお伺いいたします。

厳しく言えば、今回の支援は国の事業復活支援金をまねただけで、即時性はあっても独自性がないと言わざるを得ません、令和三年第三回定例会の追加議案でも、既存の支援とありとあらゆる様々な支援を行い、本市の事業者をしっかりと守り、さらには新規事業者を募っていく手だてを思案しなければと提言し、アフターコロナを見据えた独自の対策を求めてきました。残念ながら、そのときの御答弁では、具体的な取組についての明言はありませんでした。経済対策の正解を求めるのは至難であることは承知していますが、独自性を感じられないのが残念で

あります。

例えば、名取市では、宮城県が進める認証店に対し給付額を上乗せし、感染拡大防止の取組を促進させています。経済対策と感染症対策の二つを意識した取組であります。これに限らず、ベターな対策を進めなければなりません。この二年間で事業者の多い本市は教訓を得てきたわけであり、今日までの様々なデータを活用し、DXを用い、AIで分析して支援策を検討する余地があったのではないのでしょうか。

過日、自由民主党青年局で、行政のデジタル化と題して勉強会を開催しました。多くの学び、気づきを得ましたが、その中で、膨大なデータを活用し、人間の推進力と構想力が重要であることを学びました。まさしくコロナ禍の二年の知見を得た今回のケースが当てはまり、デジタル化を推進するためにも、仙台市に特化した独自の経済対策をつくるべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

子育て世帯等への臨時特別給付金について伺います。

今回の支援策は、令和三年九月以降の離婚等により受給できなかった養育者について支援する趣旨であると理解するところでありますが、改めて必要性を確認するために、制度の説明を求め伺います。

申請には個人が申告すると伺いますが、これまで受け取っているにもかかわらず、さらに二重に支援を受ける世帯の可能性があることに懸念を持つ思いであります。支給対象者の設定や考え方について、その認識と対策等があれば御所見をお伺いいたします。

次に、所得制限撤廃についてであります。

所得制限を撤廃する自治体は、白石市や多賀城市、利府町、亘理町など八市十七町村、撤廃しないのは、本市をはじめとした石巻市など五市三町であります。これで大枠的にひもとける

のは、対象者が多い自治体は消極的であるということでもあります。

昨年十二月の総務財政委員会では、今回の給付金の受け取りを拒否することが可能かを整理し、また、今回のような所得制限の方法では世帯全体での収入で逆転する世帯もあることから、その不公平を解消することを指摘してきました。様々な制度を運用する中で、高額所得者が所得に見合った税負担をすることは否定をしません。しかしながら、行政支援やサービスを受けることは、努めて平等でなければなりません。所得制限を撤廃している自治体では、臨時交付金を活用し行っているのに、対象者数の違いはあれど、財源を理由にしてできないのはなぜかを求め、市長の御所見をお伺いいたします。

所得制限を超えている家庭の中でも、特に負担の大きい多子家族への支援を求める声が多く聞こえてきます。対象外となる所得制限の撤廃をできないのであれば、せめて、少子化の中で多子世帯を選別してでも対象を広げるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

政府は、パートや主婦、大学生等の非正規雇用には雇用調整助成金、子育て支援策、経済対策について、臨時特別給付金の制度など、国民を救うため制度の基礎をつくったと考え、その取組を是とします。その上で、基礎自治体が、不足があればこれを補い、独自の支援策を講じていくべきと考えます。

そこで、多くの市民からは、最も出費の大きい世代である大学生や専門学生がいる世帯に対する支援策が少ないとお声が出ています。確かに、これまで給付金を受けている世帯と比較して、その思いを払拭することはできないと考えます。

今回の追加議案の提案は、真に困窮している個人、企業を救う策と制度趣旨に見合った給付金を適切に支援を行き渡らせることが必要であります。

市長は、費用負担が膨大になる中で、三十五人以下学級の推進を政治決断で行いました。ま

た、子育て支援を強力に行っています。支援策の恩恵にあずかることが少ない世帯を支援しないことは、郡市政とは反する対応であります。本市として、制度のはざまに埋もれた方を支援するため、独自の政策を創出していく考えがあるかを伺います。

以上を伺い、追加議案の質疑といたします。

御清聴、御視聴、誠にありがとうございました。（拍手）

• 95: ○市長(郡和子)

検索語: なし

○市長（郡和子）ただいまの佐々木心議員の御質問にお答えを申し上げます。

本市独自の支援制度に関するお尋ねにお答えをいたします。

本市ではこれまで、新型コロナウイルス感染症に対応した事業者支援策として、事業者の事業規模に応じた時短要請等関連事業者支援金を創設して、国や県の規模別協力金や規模別支援制度の導入に先立って、本市独自で事業者支援に取り組んでまいりました。

また、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えて、地域産業応援金や中小企業チャレンジ補助金などを創設して、市内事業者の新規事業の展開や業態転換などを後押ししているほか、デジタル化の普及啓発イベントや専門家の伴走支援を実施し、ITツールの利活用による生産性向上などを推進しているところでございます。

このたびの中小企業等事業復活支援給付金につきましても、給付額の大きい国の事業復活支援金をより御活用いただきたい、積極的に御活用いただくきっかけにさせていただきたいと考えているところでございます。

今後とも、地域経済の状況を踏まえ、時宜を得た本市独自の支援策を講じてまいります。

そのほかの御質問につきましては、関係の局長から御答弁申し上げます。

私からは以上でございます。

● 96: ○子供未来局長(小林弘美)

検索語: なし

○子供未来局長(小林弘美) 子育て世帯等への臨時特別給付金についての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、給付金の趣旨などについてでございます。

今般の給付金は、児童手当制度の枠組みを活用したことにより、現に子供を養育しているにもかかわらず給付金を受け取れない方々に対し、当初の事業の一部を見直し、支給することとされたものでございます。

元の養育者に支給された給付金につきましては、基準日時点における養育関係に基づき適切に支給をされたものであり、返還請求は行わないこととしておりますが、給付金は子供のために御活用いただくよう本市ホームページなどで周知をしてきたところでございます。

支給に当たりましては、元の養育者から給付金相当額を受け取っている場合などには、現在の養育者にはその相当額を差し引いた支給となりますことから、制度の趣旨を踏まえ、これを御申告いただくよう案内通知などで呼びかけてまいります。

次に、所得制限の撤廃などについてのお尋ねにお答えをいたします。

所得制限を撤廃すること、また、多子世帯のみを対象を絞って撤廃することのいずれの対応につきましても、国補助の対象とならず、多額の財源を要します。

地方創生臨時交付金につきましては、感染対策や経済対策にも活用しており、施策全般の優先度を見極める必要があることなどから、本市では国補助の対象となるこの給付金を確実に支

給をしてまいります。

次に、国の支援策の対象とならない方への支援についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況に置かれている方への支援として、本市では、これまでも国の各種施策を速やかに実施して対象となる方に支援するとともに、特別定額給付金の対象とならなかった新生児への給付金や中小企業への協力金など様々な独自支援も実施してまいりました。

大学生や専門学生などのいる世帯につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金において、要件を満たす場合には支給の対象となります。

今度とも、新型コロナウイルス感染症の動向も注視しながら、感染対策や経済対策などを含めた施策全般の優先度を見極めた上で各種施策を検討してまいります。

以上でございます。

• 97: ○経済局長(村上薫)

検索語: なし

○経済局長（村上薫）まず初めに、国の事業復活支援金の申請支援についてお答え申し上げます。

国への申請は、これまでの一時支援金、月次支援金と同様電子申請となりますが、国におきましては、申請に不慣れな方が御利用いただけるよう、市内に設置している申請サポート会場において、補助員が電子申請を支援するほか、本市におきましても、中小企業応援窓口で、申請に際し必要な事前確認に加え、制度に関する相談への対応を行っております。

事業復活支援金の対象となる多くの事業者の方に御活用いただくため、商工会議所や金融機関等の関係機関とも連携して、きめ細かく丁寧に対応してまいります。

次に、本市の事業復活支援給付金の申請方法についてでございます。

このたびの支援給付金は、給付額の大きな国の事業復活支援金をまず御利用いただくことが重要と考えておりますことから、国の支援金の受給を要件といたしたところです。

また、国の支援金の給付通知書の写しを御提出いただくことにより、売上の減少状況などを確認するために必要な確定申告書や売上台帳の写しなどの提出が不要となりますことから、事業者の負担の軽減と迅速な支給につながると判断いたしまして、これまでの支援制度から申請方法を変更したものでございます。

最後に、本市の事業復活支援給付金の周知と支援時期についてでございます。

周知につきましては、国の事業復活支援金と併せて、本市ホームページへの掲載や関係機関と連携した情報発信を行ってまいります。また、これまで本市の関連事業者支援金を受給された事業者や飲食事業者の皆様は個別に御案内を行うなど、できる限り多くの事業者の方に御活用いただけるよう丁寧に対応してまいります。

支給時期につきましては、予算成立後速やかに申請受付を開始できるよう準備を進めており、申請受付からおおむね二週間以内に支給できますよう努めてまいります。

以上でございます。